三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金
（飲食店向け感染防止対策型）のご案内

１　目的

本事業は、令和２年７月に入り全国的に新型コロナウイルスの感染が急速に再拡大している状況に対し、飲食店舗でのクラスター発生を防止するため、飲食店が業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策を徹底することに対して支援するものです。

２　補助対象者

県内で飲食店を経営し、業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策に取り組む中小企業・小規模企業（ただし、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の交付を受けている必要があります。）

※登記上の本店所在地が三重県外にあっても、三重県内の事業所については対象となります。
※本補助金（三重県版経営向上計画連携型：第１回目・第２回目）及び本補助金（感染防止対策型：５月募集）の採択事業者は申請できません。
※本補助金と同時に募集している本補助金（三重県版経営向上計画連携型：第３回目）との重複申請はできません。

３　補助率等

〇補助率　10 分の 10 以内
〇補助上限額　事業に要した経費で、**10 万円以内**とします。（消費税は含みません）
※**5 万円未満**の場合は申請できません。
※ただし、複数店舗を有する事業者が複数店舗で対策を講ずる場合の上限額は、**20 万円以内**です。
〇申請回数　１事業者につき１回限り

４　対象経費

次の①及び②を満たし、業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策の取組に要する経費
① 感染防止の取組に要する消耗品等購入費、備品・資材購入費等
② 令和２年７月 28 日（火）から申請日までに支払行為が完了したもの
《取組事例》
・マスク、消毒液、フェイスシールド等の購入費
・飛沫防止シート・客席間仕切り板の設置費
・社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保つための床サイン施工費

５　対象外経費

① 令和２年７月 27 日（月）以前に支払行為が完了した取組にかかる経費

② 人件費・家賃等の固定経費、旅費、公租公課（消費税含む）、振込手数料、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

③ 同一内容で、国、県、市町、その他団体が助成する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合

６　申請受付期間

令和２年８月 17 日（月）から令和２年９月４日（金）まで

（※申請額が予算上限に達した場合は、受付期間中に申請受付を締め切ります。早めの申請をご検討ください。）

７　申請方法

ア　提出先

次の宛先へ「イ．提出書類」を書面により１部郵送すること。

（※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします）

〒５１４－０００４

津市栄町１丁目８９１番地　三重県合同ビル６階

三重県中小企業団体中央会　補助金事務局　宛

イ　提出書類

① 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第１号様式）

② 取組に要した経費の領収書・レシートの写し（参考様式等に貼付すること）

（支払日、品名、金額（税抜）、商品の内訳等が分かるもの）

③ 申請チェックリスト（第２号様式）

④ 食品衛生法に基づく保健所発行の「飲食店営業許可証」の写し
または「喫茶店営業許可証」の写し

⑤ 直近の確定申告書第１表の控えの写し
または、全ての県税（自動車税を含む。）について滞納のないことの証明書
（交付申請日から６ヶ月以内に県税事務所発行のもの）
※創業から間もない事業者で上記書類がない場合は、開業届出書の写し等

⑥ 振込先口座の通帳の写し（通帳のオモテ面及び通帳を開いた１ページ目）

※本事業は、三重県の財源に基づいて、三重県中小企業団体中央会が事務局となり事業実施するものです。

【応募及び問合せ先】

〒５１４－０００４

津市栄町１丁目 891 番地　三重県合同ビル６階

三重県中小企業団体中央会　補助金事務局

電話番号　０５９－２２８－５１９５

（※申請様式は、ホームページからダウンロードしてください。）